平成２２年（フ）第１８号
京都府宇治市伊勢田町若林60番地　ヴァルワール伊勢田303号
債務者　宮本　　翔
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
京都市山科区東野門口町13番地１　山科ハイツ448号
債務者　山野　直美
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
京都市伏見区醍醐川久保町23番地２　醍醐西市営住宅18棟309号
債務者　山崎ますみ
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
京都府宇治市広野町宮谷１番地の24
債務者　大須賀　晃
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３５号
香川県高松市栗林町２丁目２番21号
債務者　橋本　千明（旧姓三谷）
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４６号
熊本市白藤３丁目４番18―102号
債務者　岳野　絢子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４７号
熊本市白藤３丁目４番18―102号
債務者　岳野　保親
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６８号
岩手県紫波郡紫波町南伝法寺字下高木12番地６
債務者　熊谷　雅記
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第８９号
盛岡市本宮２丁目34番34号
債務者　熊谷恵理子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５号
山形県酒田市亀ケ崎１丁目10番５号、前住所山形県酒田市日の出町１丁目８番地の14日の出ハイツ紅101号
債務者　前田　俊喜
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第６号
山形県酒田市亀ケ崎１丁目10番５号、前住所山形県酒田市日の出町１丁目８番地の14日の出ハイツ紅101号
債務者　前田嘉由美
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第６７号
福島県双葉郡楢葉町大字井出字八石35番地の24
債務者　猪狩　芳樹
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２８号
福島県いわき市平原高野字北原10番地の３
債務者　地引　幸一
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第３３号
福島県いわき市常磐湯本町三函135番地の１
債務者　佐藤　恵美（旧姓矢吹）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第３６号
神奈川県厚木市長谷1350番地１　ジョイフル本厚木401
債務者　中田　敬子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５７号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1919番地の５　ペルソンヌ中津103
債務者　菅原　郷司
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７０号
神奈川県小田原市蓮正寺881番地の３
債務者　椿　　梢（旧姓奥津）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部